

政経研究時報

No. 26-3 (2023. 12)

公益財団法人政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<https://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

2023年度第3回公開研究会

主催者挨拶 齊藤 壽彦 ... 2

アフターコロナの事業環境と多様化する企業支援 友田 信男 ... 3

特別寄稿

地域に若者を残し、持続可能な経済を

— 中小企業家同友会の共同求人活動 — 川中英章 ... 8

論考

関東大震災100年に向き合う意義

— 朝鮮人虐殺研究から問う歴史研究の成果と課題 — 藤田 貴士 ... 11

日本の大学における研究水準低下の要因 齊藤 壽彦 ... 15

大島社会・文化研究室

19世紀の戦争と先島諸島

— 日清戦争以前の八重山における開墾事業 — 柳 啓明 ... 17

研究所の動向(2023年9月～2023年11月) 20

編集後記 20

公益財団法人政治経済研究所

— 沿革と活動について —

政治経済研究所は、1938年9月1日に設立された「財団法人東亜研究所」(総裁：近衛文麿)の資産を受け継ぎ、「財団法人政治経済研究所」(所長：末弘厳太郎)として戦後間もない1946年8月14日に設立登記がなされ、同年11月1日の開所式をもって創立されました。

1951年には、文部省指定の民間学術研究機関となりました。そして設立以来、当法人は研究・調査活動を継続していき、2021年には75周年を迎えました。

2011年10月11日には、「公益財団法人政治経済研究所」へと名称を変更し、移行認定設立となりました。この移行は、2008年12月1日に施行された公益法人制度改革3法によるものです。現在、民間非営利組織の一環としての公益財団法人として、その社会的役割を認識し、これまで以上に公益目的事業を推進しています。

現代社会は、グローバル化と格差の拡大、都市消滅や限界集落、コロナ禍のパンデミック問題、環境問題、さらに、コミュニティの崩壊と個人の尊厳の否定、人間社会の分断と孤立化に直面しています。

そのような現状の中で、当法人は今後も、公益法人としての公益目的事業をもとに社会の発展に寄与するべく学術研究活動をしてまいります。

2023年度第3回公開研究会
2023年11月18日開催（於：オンライン）

アフターコロナの事業環境と多様化する企業支援

友田 信男

（ともだ・のぶお 株式会社東京商工リサーチ常務取締役）

主 催 者 挨拶

齊藤 壽彦

（公益財団法人政治経済研究所代表理事）

本日は、公益財団法人政治経済研究所の2023年度第3回公開研究会にご参加くださりまして誠にありがとうございます。

本研究所は、政治・経済・社会・文化に関する情報を社会に提供して、社会貢献をしている非営利の研究所です。その中でも特に、中小企業問題を重視しており、本研究所内には調査研究を行う各種研究室のひとつとして中小企業問題研究室が設置されています。

本日の公開研究会でご報告いただく友田信男様は、株式会社東京商工リサーチの常務取締役情報本部長です。東京商工リサーチは、日本における代表的な調査機関です。特に、倒産問題についての日本で最も有力な調査機関であるといえます。

昨年9月には、本研究所の中小企業問題研究室（室長：太田三郎）主催セミナーにおきまして、「混迷の時代における中小企業の持続的成長への道」というテーマで友田様にお話しいただきました。

そのときは、2020年以降の新型コロナウ

イルスが蔓延していたときの中小企業における経営の混乱、それに対するゼロゼロ融資などの支援策についてご報告いただきました。こうした支援によって倒産は少なくなったけれども、過剰融資が課題として残るだろうということでした。

このような前回のご報告におきまして大変興味深い情報が提供されたことで、このセミナーへの反響は非常に大きいものでした。そこで、先生にあらためて理事会決定に基づく公開研究会でのご報告をお願いして、本日の開催となりました。

社会において大きな役割を果たしている東京商工リサーチの調査の最高責任者である友田様からご報告いただけるのは、私たちにとってまたとない機会といえます。

今回は、「アフターコロナの事業環境と多様化する企業支援」がテーマです。現在わが国の経済において大きな関心事となっているコロナ後の中小企業の経営の実態とその問題点についてご報告をいただくことになっています。

友田様のご報告の後には、質疑応答の時間も設けます。本日の研究会でも、活発な討論が行われますことを期待いたします。

それでは友田様、よろしくお願いいたします。

（公財）政治経済研究所 公式SNS

X(@TheSeiKeiKen)



YouTube「政経研チャンネル」



アフターコロナの事業環境と多様化する企業支援

友田 信男

(ともだ・のぶお 株式会社東京商工リサーチ常務取締役)

はじめに

企業倒産は景気の遅行指数とされ、「業績不振」と「資金調達難」の条件が揃った時に起きやすい。換言すると、赤字でも売上が落ち込んで、資金が供給される限り資金繰りは維持される。これは今回のコロナ禍でも実証された。だが、中小企業は資金を間接金融に依存しており、そこに上乗せしたゼロゼロ融資などコロナ関連支援は副作用として「過剰債務」を生んだ。

企業倒産は景気の転換点で増加しやすい。特に、不景気から好景気に向かうタイミングでは、資金需給のミスマッチが起きやすい。コロナ禍を乗り越えながら、売上の回復過程で資金を調達できず倒産に追い込まれる本末転倒の事態も現実味を帯びている。そこに空前の人手不足、物価高が追い打ちをかけている。アフターコロナを迎え、政府の支援は資金繰りから事業再生に大きく舵を切っており、中小企業の経営環境と政策支援を検証する。

I 企業倒産の推移

中小企業の動向を測る一つの指標として、企業倒産がある。コロナ禍の前年、2019年は深刻な人手不足と消費増税で9月から倒産が急増した。2020年も倒産が増勢を強めたところにコロナ禍に見舞われた。世界的な急激な需要減少と市場縮小の影響から、年間倒産は10年ぶりに1万件を超えると思われた。

ところが、予想に反して5月以降、倒産は歴史的な低水準をたどる。コロナ禍の支援策として打ち出された①持続化給付金や休業・時短協力金、②赤字補填の実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）などの貸付、③借入

の返済猶予、という緊急避難3点セットが中小・零細企業の資金繰りを緩和したからだ。だが、これは業績回復までのつなぎ支援であり、この間に業績が回復しないと倒産「抑制」は一時しのぎに過ぎない。

コロナ禍が3年目を迎えた2022年4月から倒産は増勢に転じた。2023年に入ると増加率が大幅に上昇し、7月（758件、前年同月比53.4%増）の増加率は50%増を超えた。10月で19カ月連続、前年同月を上回る状況が続いている。倒産が増勢局面に入った要因は、コロナ支援の効果が薄まったことに加え、業績回復の遅れ（二極化）、2022年からの円安、物価高、人手不足などのコストプッシュが同時に押し寄せたことが大きい。

2023年1-10月の倒産は7,073件（前年同期比25.9%増）で、すでに2021年の年間件数6,030件、2022年の同6,428件を上回り、このペースで推移すると2023年は8,500件前後が見込まれる。なお、コロナ禍前の2019年は8,383件で、2015年の8,812件も視野に入りつつある。

II コロナ禍の企業倒産の特徴

企業倒産は私的倒産（銀行取引停止、内整理）と法的倒産（民事再生法、会社更生法、破産、特別清算）に大別される。決済が手形中心だった1989年は、倒産全体の90.1%を「銀行取引停止」が占めていた。その後、大手企業を中心に現金決済が広がり、手形決済が減ると「破産」が増えてきた。「銀行取引停止」と「破産」の倒産に占める比率は2005年に逆転し、2022年は「破産」90.0%、「銀行取引停止」2.6%と、30年前と完全に逆転した。

再建型の民事再生法は、2022年は179件

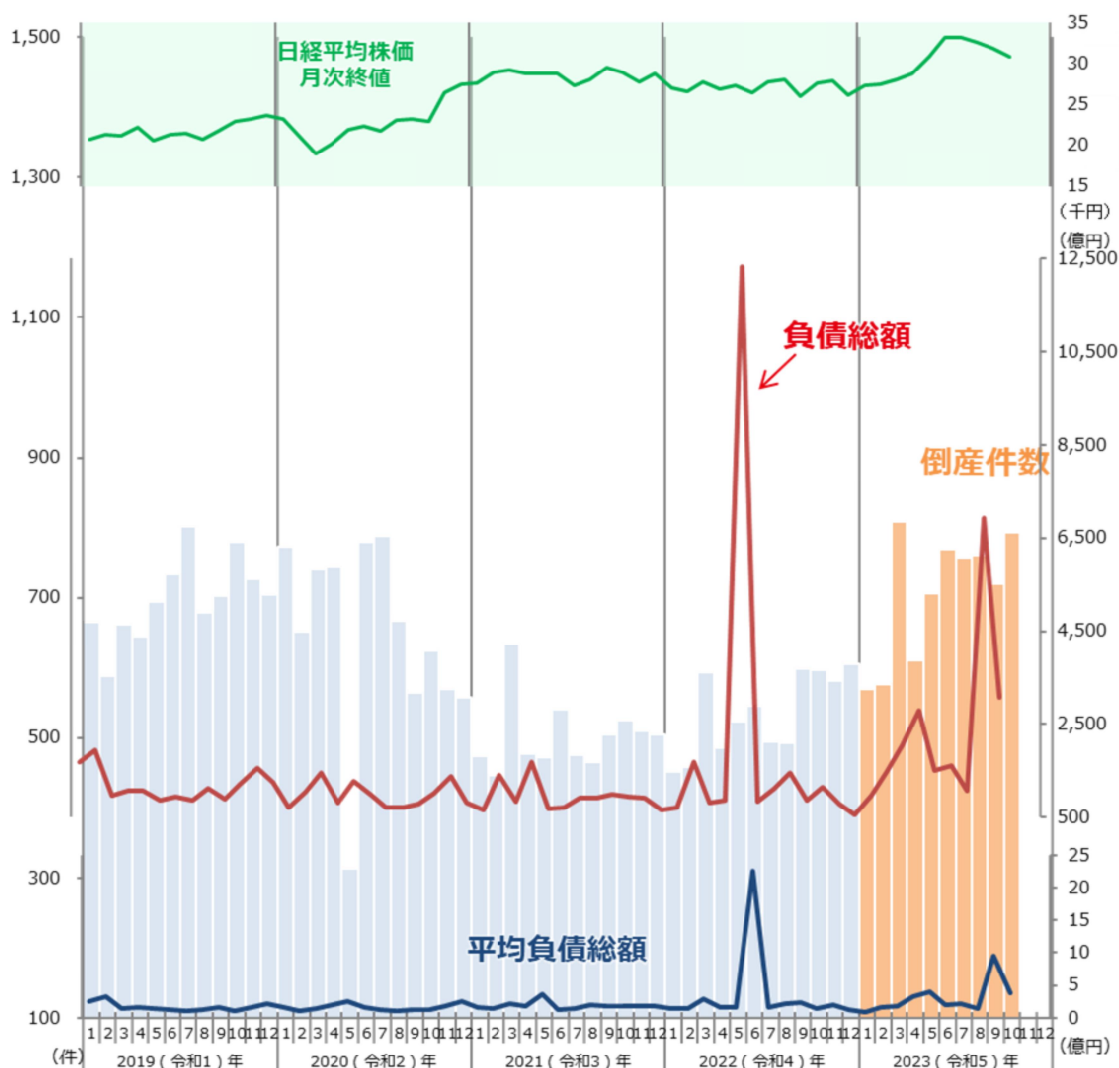


図 1

(構成比2.7%)にとどまる。ここ数年、“事業再生”が標榜されているが、実際はそれほど甘くない。経営に行き詰まると再建を諦め、消滅型の破産に追い込まれているのが実情だ。

なお、手形振出は減少しているとはいえ2022年の手形交換高(11月以降は「でんさい」を含む)は105兆3,173億円で、2023年度一般会計の総額(114兆3,812億円)にほぼ匹敵する。2021年に経済産業省が「2026年を目途に約束手形の利用を廃止する」ことを発表した。手形廃止のメリットだけでなく、中小・零細企業が混乱しない支援も欠かせない。

企業倒産は全10産業のうち、2023年度上半期(4-9月)は10産業すべてが前年同期を上回った。また、地区別でも全国9地区がそろって増加した。

年度上半期の倒産は4,324件(前年同期比37.6%増)で、最多は飲食業、宿泊業などを含むサービス業他の1,468件(同42.1%増)だった。コロナ禍の直撃を受け、全体の33.9%を占めた。次いで、記録的な資材高や人手不足、後継者難に揺れる建設業が852件(同41.0%増)で続く。そして、円安で各種コストが上昇した卸売業486件(同25.5%増)、製造業463件(同35.7%増)、小売業

462件（同34.6%増）が僅差で続く。

燃料高騰やドライバー不足が深刻な運輸業は211件（同30.2%増）で、2024年問題を前に中小・零細業者の倒産が増えている。

飲食業はコロナ関連支援策に支えられ倒産が減少していたが、支援が終了した2023年は新型コロナの5類移行もあって様相が一変した。コロナ禍でブームに沸いた「宅配」、「持ち帰り」はブームが急速に沈静化し、淘汰が加速した。また、居酒屋や焼き鳥屋などの「酒場、ビアホール」「食堂・レストラン」は顧客が戻らず倒産が目立つ。こうした影響で食品関連の製造、卸売、小売でも倒産が増えた。巣ごもり特需がなくなり、繁華街に人流が戻っても、感染予防意識が浸透した客足の戻りは業態や店舗により二極化している。さらに、実質賃金が伸び悩み、財布の紐は固く容易に値上げや価格転嫁は難しい。売上低迷と物価高の挟み撃ちに苦悩する飲食業の倒産は、8月に2022年の年間522件を超え、10月までの累計は727件に達した。

Ⅲ 「ゼロゼロ融資」利用後の倒産が増加

コロナ禍の倒産抑制に、実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）が劇的な効果をみせた。だが、2022年後半からゼロゼロ融資を利用した後の倒産が、増勢をたどっている。

ゼロゼロ融資は元本が最長5年、利子補給は最長3年の猶予期間を設けられている。受付が終了した2022年9月末の受付件数は245万件（政府系108万件、民間137万件）、融資額は43兆円（政府系19兆円、民間23兆円）に及ぶ。すでに返済は始まり、日本公庫の返済は2022年6月にピークが到来し、民間金融機関の返済は2023年7月（4万9,527件）から2024年4月（5万1,423件）にピークを迎える。

ゼロゼロ融資を利用後の倒産は2023年1-10月で545件（前年同期比50.5%増）発生し、2020年7月に初めて確認されてから累計1,130件に達する。倒産が増えた背景には、返済の負担だけでなく、過剰債務（借入過

多）に陥った企業の資金調達が難しい現実がある。金融機関は約定返済が難しい企業の返済猶予には極力応じているが、これは窮状の先送りに過ぎない。抜本的な改善を図れない企業は息切れ倒産、廃業が選択肢に入りつつある。

世界決済銀行（BIS）は「設立10年超で3年以上にわたりインタレスト・カバレッジ・レシオが1未満」の企業を『ゾンビ企業』と定義している。TSRの保有する約20万社の財務データ分析では、2022年は12.3%の企業が該当する。ただ、コロナ禍の影響は設立年数には関係ないため、設立年を外して「営業利益」と「支払利息」だけで算出すると、3期連続以上にわたり「営業利益」で「支払利息」を払えない状態の企業は12.6%だった。総務省の「経済センサス」の企業数358万社に基づくと、約44万社が本業で利払いが難しいことになる。

ただ、天災ともいえるコロナ禍の「過剰債務」は、放漫経営と一線を画すことも必要だろう。政府は2023年1月、「民間ゼロゼロ融資等に返済負担軽減のための保証制度（コロナ借換保証）」を開始した。だが、金融機関の伴走支援や経営行動計画書の作成など、企業と金融機関の双方に負担の重い条件もあり、6月23日までの保証承諾実績は5万3,139件（速報値、中小企業庁）にとどまる。月1万件ペースで増加するが、ゼロゼロ融資の申込件数245万件の2.1%と利用は鈍い。

Ⅳ 金融機関の姿勢の変化

ゼロゼロ融資の恩恵は、金融機関も受けている。貸出は信用保証協会の100%保証で、不良債権は全額を信用保証協会が代位弁済する。さらに銀行の貸出金利は2023年8月現在、1.00%未満が銀行貸出の72.0%を占める。ところが、ゼロゼロ融資は1.0%~1.7%（平均1.2%）で、通常の貸出金利より高い。このため、金融機関はメインバンク、サブバンクを問わず、こぞってリスクゼロのゼロゼロ融資でのシェア拡大に取り組んだ。

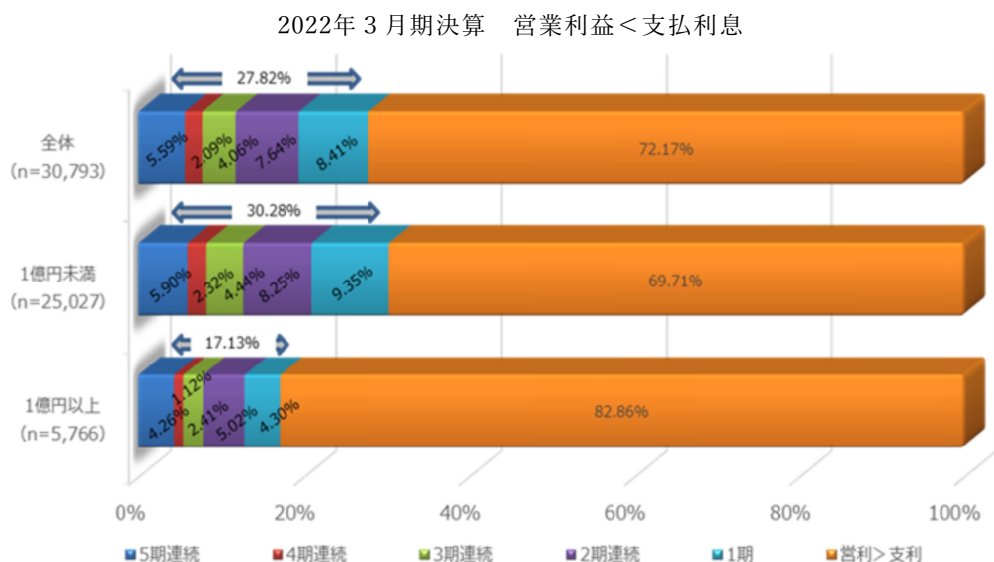


図 2

こうした動きを検証するため、TSR はコロナ禍前の2019年から2023年までの5年を対象に、メインバンクを変更した企業の業績を分析した。経常利益は、メインバンクの「変更あり」の企業は20年3月期3.23%→23年3月期3.61%に対し、「変更なし」は20年3月期3.72%→23年3月期4.56%だった。また、借入金の月商比は、「変更あり」が20年3月期3.74倍→23年3月期4.35倍に対し、「変更なし」は20年3月期3.50倍→3.55倍だった。

コロナ禍の激動期にメインバンクを変更した企業は、経常利益の改善は0.38ポイントにとどまり、借入金が膨らんだ。一方、メインバンクを変更しなかった企業は、経常利益の改善は0.84ポイントアップ、借入金の月商比は0.05倍しか増えていない。こうした点から、メインバンクを変更した企業は、もともと収益力が低調で、コロナ禍の急激な業績悪化から借入依存度を高めた企業が多いことがわかった。これは過剰債務の解消に向け、抜本的な策を打ち出さないと改善はかなり難しいことを示唆している。

水面下では再び、コロナ禍前の低金利競争が繰り返されようとしている。ただ、有利な提案を受ける企業は、どこ金融機関からも

資金調達が可能で企業に限られるだろう。

V 中小企業の抱える課題

TSR のデータベースから2022年度の資本金1億円未満の中小企業69万4,869社の業績を分析すると、企業業績の二極化が鮮明になっている。売上高は増収企業50.68%、減収企業38.00%、利益は増益企業44.44%、減益企業43.84%と拮抗している。また、赤字企業は全体の24.89%で、4社に1社が赤字に陥っている。

中小企業の課題の一つに収益力がある。政府、財界が音頭を取ってインフレ下の賃上げを謳うが、人手不足から営業機会の損失を招く中小企業は少なくない。2023年1-10月の「人手不足倒産」は128件で、前年同期の2.4倍に急増した。内訳は、「求人難」48件、「人件費高騰」48件、「従業員退職」32件で、人件費の上昇が中小企業の資金繰りを直撃していることを示す。賃上げしないと従業員を確保できず、収益を無視した賃上げは倒産と失業率の上昇を招くジレンマに陥っている。

課題の二つ目は、後継者問題である。2023年の「後継者不在率」は61.09%で、初めて60%台に乗せた。後継者不在率は、経

営者の年齢が60歳代で46.18%、70歳代で30.53%、80歳以上でも23.83%ある。経営者の年齢は、年々上昇し2022年は平均63.02歳と過去最高を更新した。さらに、経営者の高齢化は、業績と反比例するデータがある。60歳代の経営者の増収企業率は48.73%、70歳以上は42.91%で、先行投資や商品開発など、前向きな経営が影を潜めることの弊害を映している。こうした中小企業特有の課題を見据えて改善点を訴求することが求められる。

まとめ

政府は、コロナ借換保証で融資枠上限を1億円に引き上げ、事業再構築など前向きな投資にも活用できるようにした。これで中小企業の業態転換や収益力強化を支援する意向だが、この保証制度を活用できる企業は限られてくる。

また、厚生労働省がとりまとめた2023年度の最低賃金は、全国加重平均1,004円（前年比43円増）と初めて1,000円を超えた。これについて TSR の最低賃金に関するアンケート調査で、「できる対策はない」との回答が11.2%あった。ここにコロナ禍の問題が集約されている。

企業が賃上げに対応するには商品やサービスへの価格転嫁と同時に、生産性向上が避けられない。しかし、資金調達力や情報力に限界のある中小・零細企業が生産性向上に取り組むのは容易でない。

今年8月、金融庁は「金融行政方針」を公表した。そこでは金融機関は資金繰り支援にとどまらず、「資本制劣後ローンや REVIC 等を活用しながら、経営改善支援や事業再生支援等を実施する」ことを促している。また、事業者支援でも「重点的なヒアリングを通じて、課題等を把握し、事業者の実情に応じた支援の徹底」を求めている。だが、内容そのものに格別の目新しさはなく、活用できる企業はある程度の規模が必要になるだろう。

中小企業の支援策として、これまでも△事業再生 ADR の利用円滑化、△資本金劣後ロ

ーンによる抜本再生支援、△事業再生ガイドライン策定、△地域ファンドによる債権買取、△経営者保証改革プログラムの策定、などが矢継ぎ早に打ち出された。

こうした支援は、「金融行政方針」や「挑戦する中小企業応援パッケージ」（中小企業庁）などでも示されている。今後、こうした対話を通じて経営者の気付きが誘発されると、事業再生の一方で、倒産や廃業に向かう企業が増える可能性もある。

アフターコロナの局面で、企業支援は有事から平時へ移行している。これまで手厚い支援に支えられた企業や金融機関を、どのように規律付けることができるか問われている。

『政経研究時報』No.26-2（2023年9月発行）

2023年度第2回公開研究会

齊藤壽彦「主催者挨拶」

狩野芳伸「生成系 AI は人々の仕事をどのように変えるのか：自然言語処理研究からみた可能性と限界」

論考

合田寛「『新しい社会主義』の展望と『近代的所有権』の再考」

遠藤あかり「平和をつくる学問と実践」

研究所の方針

齊藤壽彦「代表理事再任の挨拶と今後の運営方針」

追悼

齊藤壽彦「鶴田満彦元代表理事を偲ぶ」

研究所の動向（2023年7月～2023年8月）

政経コラム

澁谷朋樹「『コンテンツツーリズム』から考える地域活性化」

編集後記

特別寄稿

地域に若者を残し、持続可能な経済を

—— 中小企業家同友会の共同求人活動 ——

川中 英章

(かわなか・ひであき 中小企業家同友会全国協議会共同求人委員長、
株式会社EVENTOS代表取締役)

中小企業家同友会全国協議会・共同求人委員長を務めている広島県中小企業家同友会所属の(株)EVENTOS 代表取締役 川中英章です。

同友会は「自主・民主・連帯」「国民や地域と共に歩む中小企業をめざす」を理念に掲げ、その実現のために会員一人一人がよい会社・よい経営者・よい経営環境を創る学習や活動を継続的におこなっています。

中小企業家同友会は様々な角度や切り口から数多くの活動を行っていますが、私の担う共同求人活動の役割は地域で活動する中小企業の存在価値を高める為の社会教育運動であると自負しています。全国各地の会員企業が共同で学校や地域、行政に対し、地域で若者を雇用し、育成することが地域づくりの基本になることを啓蒙することは、中小企業に対する社会の誤解や偏見を覆し、中小企業は地域の未来を担う大切な存在であることを理解してもらえることになると思うし、会員企業自身がその存在意義に目覚め、誇りを持って自社事業を深め、社会の要請に応えていることを発信できるようになると考えています。

このように、同友会における共同求人活動は「単なる人採り」の手段的な活動ではなく、採用の過程で自社の課題や誇りに気づき、成長を促すものです。

そもそも、今日では普通になってしまったこの「共同求人」という言葉自体、1970年代に北海道同友会が生み出した言葉であり、高度成長期に入り、人口流出に喘ぐ北海道にあって採用が全く出来ない、地域に若者が残

らない、このままでは地域が消滅してしまうという危機的な課題を解決する目的でした。何故若者は家や故郷を捨てて都会に出て行くのか、我々中小企業がその存在をアピール出来ていないのではないか、地域に住み、生活を紡いでいるという自分達の幸せのあり方を伝えられていないのではないか。それならば地域にもこんな仕事や働き甲斐があるのだと共同で発信しようと会員企業に呼び掛け、始まった活動です。

企業が一つの会場に集まり共同で採用活動をすることで、この様な環境にあっても、すべての企業が採用できないのではないことが見えます。同じ会場に居て、多くの若者を引き付ける企業もあれば、誰一人目の前に座ってはくれない企業もある。その違いは一体何なのか？多くの取り組むべき課題に気づける瞬間です。

地域にあって、輝く商品や技術、サービスを持ち、高い利益を生み出し、それを人材育成に投資出来る。地域で育った健全な社員さんが地域に愛着を感じ、秋祭りの神輿を担ぐ、町内清掃に参加するなど、文化の継承や地域活動をしながら地域の企業で働いていることは「地域に無くてはならない存在」として社会に認識されることに他ならないし、それは必ず働く社員さんの誇りとなり、生き甲斐となるはず。

つまり、よい会社をつくり、よい経営者になり、よい経営環境をつくれれば若者にとって地域に残ることが意義ある一つの選択肢になるのだと。

地域が地域であり続けるためには、そこに未来を担う若者を残し、持続可能な経済をつくらなくてはけません。そして継続して事業を担ってもらうには、事業そのものにやり甲斐があり、10年後の未来が見えなければなりません。つまり、経営指針（経営理念、10年ビジョン、経営方針、経営計画の総称）に基づく明確で解り易く、多くの社員さんが共感でき、やる価値のある仕事が必要だと考えます。

その様な環境、仕事、商品づくりをすることを同友会では人を大切にす経営、「人を生かす経営」の実践と呼び、重要な取り組みと位置づけ、会内に経営労働委員会、障害者問題委員会、共同求人委員会、社員教育委員会を設置し、専門的に学んでいます。

共同求人活動はその中でも総合経営実践の場として、若者を採用する過程にこそ自社の経営課題は見え、今は無くても将来は必ずこのような会社・事業を創るんだと経営者としての意欲を醸すことが出来る活動であると考えます。ですから社員任せにせず、社長自らが共同求人ブースで自社の経営を語り、共感者を募る努力をすることが大事だと訴えています。そして、その努力の結果、会社の夢に賛同してくれる若者が採用出来れば最高だと。

2007年から広島で共同求人に参加した私の経験では、先ずは求人活動の場では目の前の若者に思いが伝わらないもどかしさ、共感を得られない既存事業の魅力の無さ、更に、採用の過程では一旦入社内定が決まっても内定者である学生はその両親から賛同や祝福が得られず、辞退を迫られ、苦しい思いをしているという驚きの現実を突きつけられ、課題の山積に気づかされました。そしてこれらの課題解決が緊急になったことを覚えています。

正に採用活動の過程にこそ自社の取り組むべき課題や問題点が明確に浮き彫りになるのだと思います。

同友会で言う「人を生かす経営」の基本は、社員がいきいきと目標を持って自主的に働き、仕事を通して成長することができる企業づくりで、全社員の創意工夫や自主性が十分に発揮できる社風と理念を確立し、労使が高まり合いの意欲に燃え、活力に満ちた豊かな人間集団としての企業となることをねらいとしています。いきいきと目標を持って、自主性が十分に発揮できる社風、活力に満ちた豊かな人間集団となる…などがあり、私はその言葉の素晴らしさには共感しつつも、当初はその取組み方法が全く解らず、困惑しました。

社員がいきいきと目標を持って自主的に働き、仕事を通して成長することができる企業づくりをする上で一番大事なものは働く環境の整備で、法令に則った諸規定の整備です。その実践では「就業規則の整備と定期的な見直し」「労働契約締結」ですが、正直、当初この実践が本当に人を生かす経営の実践に繋がるのか、就業規則や労働契約で果たして活力に満ちた豊かな人間集団が出来るものかと私は疑問に感じたものです。

しかし、就業規則の整備や労働契約締結は仕事と生活の調和、快適な職場環境づくりに繋がると教わり、社員さんにとって、これが生活保障の担保となり、安心して仕事に取り組める気持ちになるということに気づきました。就業規則は経営者を守る規則集ではなく、社員さんの生活を守る規則集であることにも。そして、この意味への理解が当時の私には欠落していたから社内に正しい判断基準が確立されず、採用した社員さんは日々を不安に過ごし、直属の上司や私に迎合し、自発的な行動が出来なくなっていることがよく解りました。

経営指針の成文化や、それに則した社員教育を行うことはとても大事です。しかし、経営指針が無いからといって法律上処罰されることはありません。就業規則が無いのは労働基準法違反であり、処罰対象です。就業規則や労働契約は経営指針よりも上位概念である

訳です。これを理解せず、経営者の判断があたかも社内の憲法か最優先ルールであるかのように思っているのは紛れもなく経営者による会社の私物化であり、到底、「人を生かす経営の実践」、社員の自主性を喚起できる訳がないと気づくに至りました。

すべては採用したことで気づけたことで、我社にとっては先送りできない緊急に解決しなければならない問題になったのです。逆に申せば、採用をしなければ重要性や緊急性も無かったし、社員さんの仕事ぶりや姿勢に幾らかの憤りを感じつつも、そこそこの幸せは感じて気楽に生きていたのではないかと想像します。

近年益々高まっている離職率の問題も、今を生きる若者の仕事観の無さにあるのではな

く、企業自体の受け皿づくりの脆弱さにあると感じます。入社した若者に素早く役に立つことが出来るやり場を提供できているのか、多様性を受け入れる風土は確立されているのか。

そういう意味で採用と既存社員さんの育成は切っても切り離せない関係であることも解りました。

中小企業は地域と共に歩み続けてきた経営であり、地域や学校から見放されては、採用はおろか、企業の存続さえ難しくなります。地域に愛着を持ち、地域で誇り高く働く、意義のある仕事を紡いでいく若者を育てよう！

「地域に無くてはならない会社」と言われる会社になりましょう！

その様な思いで私は同友会の会員に共同求人活動を伝えていきたいと念じています。

研究会員募集のご案内

公益財団法人政治経済研究所では、公益目的事業の維持・発展のため会員制度を設けており、広く公益目的事業の意義に賛同される会員を募集しています。当法人の維持・発展のために、研究会員の拡充を図ることが急務となっています。つきましては研究会員制度の趣旨をご理解の上、ぜひとも研究会員に入会されますようご案内いたします。

【年会費】

個人・団体 6,000円（会費は寄付金扱いとなり税額控除の対象となります。）

【会員特典】

1、『政経研究』の送付

学術刊行物『政経研究』（年2回発行）をお送りいたします。

2、『政経研究時報』の送付

研究所の活動状況・研究成果をその都度報告する『政経研究時報』（年4回発行）をお送りいたします。

3、「政経研メールニュース」の配信

公開研究会や各種研究会の開催に関する最新の案内をお送りいたします。

4、公開研究会への参加

当法人主催の公開研究会（年4回開催）に無料で出席することができます。（※ 非会員は有料です）

【入会方法】

当法人HP「入会案内」（<https://www.seikeiken.or.jp/annai.html>）をご参照ください。

論考

日本の大学における研究水準低下の要因

齊藤 壽彦

(さいとう・ひさひこ 公益財団法人政治経済研究所代表理事、千葉商科大学名誉教授)

日本の大学の研究力、研究水準が低下しているということが近年（2000年以降）国際的に指摘されている。これに対する対応として、政府では大学ファンドを創設して国際卓越大学へ資金を集中的に投入するとともに、国立大学法人法を改め、大規模な国立大学5校に文部科学大臣が承認した委員からなる「大学運営方針会議」を設け、これを国立大学運営の最高意思決定機関としようとしている。

だがこのような資金の集中的投下、トップダウン方式で日本の大学の研究水準が本当に高まるのであろうか。学問の自由にかかわる現場の研究者の自由な研究テーマの設定や研究意欲のある多数の研究者への研究奨励こそが研究水準の向上に寄与するといえるのではないか。「選択と集中」方式よりも後者の方が日本全体で大学の研究力が向上すると思われる。国が人選に関与し、「運営方針会議」委員の半数以上を大学の構成員以外とし、経営能力が高い人物を充てるとの政府方針は、非営利で自由な学術研究の発展を阻害するものとなると考えられる。

日本の大学の教育・研究水準の低下に大きな役割を果たしたのは1991年の大学設置基準等の改正（大学設置基準の大綱化）であろう。社会の多様なニーズに対応するために、文部省は大学に対する規制を大幅に緩和し、多様な学部の新設を認め、多様なカリキュラムの設定を認めるようになった。だが、この結果として、基礎教育科目や基礎的専門科目の地位が引き下げられることとなった。基礎研究を基に応用研究が発展する。また画期的な研究というものは、基本的な学術上の知識を総合的に履修したうえで、各専門科目が重なっている未研究の分野を研究することから

生まれるのが一般的であるといえる。このような道が狭められる結果を招いたといえよう。研究領域の分断化、一般教養・専門的基礎科目の軽視が研究力低下の背景をなしていると思われるのである。

財界の要求もあり、2014年に学校教育法93条が改正され（2015年4月施行）、学長・副学長の権限が強化され、教授会の役割が限定的となった。大学における重要な事項を審議する機関であった教授会が、学長の定める諮問事項について審議し、意見を述べるものとなった。もっとも、同法改正は大学の自治、教授会の自治そのものを否定したのではなく、教授会を学長の諮問機関にするという明確な文言は入っていなかった。ビジョンや目標の提示とその実現の能力を有し、構成員の理解と協力を得る努力を行う学長のリーダーシップが必要であるという指摘もある。とはいえ、現実には同法改正に乗じて学長が研究・教育の現場の要求を軽視して研究・教育事項や研究者人事などに大きな力をふるい、研究の発展が阻害されるという事態が生じたのである。

日本の大学の研究水準の低下の背景には劣悪な研究環境がある。日本の研究開発費はアメリカや中国と比べてはるかに少ない。また、我が国の大学等の研究開発費は伸び悩んでいる。国立大学では運営費交付金が過去20年間にわたり削減されたために、大学教員の授業時間と事務作業が増えて研究時間が減少した。私立大学では、少子化に伴い、学生確保と学力水準維持のために大学教員は教育に時間の多くを割かざるを得ず、このことが研究時間の減少を招いた。大学等教員の職務活動時間の推移をみると、研究活動に占める割合は2002年の46.5%から2018年の32.9%へと

減少している。

また、日本の高等教育には学費が高すぎるという問題があり、これは大学院生についてもいえる。日本では、大学院教育は私費負担で賄われており、大学院生に対する授業料の免除、奨学金の支給、公的研究支援はきわめて立ち遅れている。院生に対する生活費の支給も行われていない。国立大学では、国からの支出のうち、人件費などに充てられる運営費交付金が2004年の法人化の導入以降減少し、研究者ポストの縮小と非正規化が進行した。もう一つの国からの支出である補助金等への依存の高まりは、競争的資金獲得のための書類作成が研究時間を奪う結果を招いた。また、研究開発費そのものが抑制されていた。私立大学でも、少子化の進行の下で、大学経営の悪化が進行し、不安定な任期付雇用が増加した。期限付き任用制度は長期的研究への取組みを困難にするものであった。博士号を取得しても、安定した研究職につけないこと、日本ではアメリカと異なり企業で活躍できる環境が整っていないことが博士課程への進学者の減少をもたらした。博士課程の入学人数は過去20年で約2割減っている。研究を支える有能な若手研究者の育成を困難にしたことが日本の研究水準の低下の一因となっているのである。

教員自身にも問題がなかったわけではない。大学教員は既存研究を基に、理論や歴史や政策を研究する。これが大学の研究者の本務である。だが、民間研究者の研究成果を十分に吸収しながら現代社会が提起する新たな問題の解明に鋭く切り込むという問題意識が、社会科学などを研究する大学教員に十分に備わっているとはいえないのではないか。このことが日本の大学教員が社会のニーズに基づく新たな理論構築を十分になしえない一因となっているように思われる。

さらに、医学や物理学などの自然科学の分野を別として、人文科学や社会科学などの分野で日本の大学研究者の多くが英語で論文を発表しないことが、国際的に日本の研究水準が低いと評価される大きな要因となっている。それぞれの国や地域に根ざした研究が多い分野で自国の言語で書いたものが国際的に評価されないことには問題がある。とはいえ、日本で高い水準の研究成果をあげたとしても、日本語が理解できない外国の研究者は日本語文献を無視するのであるから、このことへの対応も必要であろう。

日本の大学の研究力、研究水準が低下していると国際的に評価される背景には根深い問題が存在しているのである。

学術刊行物『政経研究』 投稿のご案内

『政経研究』は公益財団法人政治経済研究所が刊行している学術刊行物で、年2回（6月、12月）発行しています。

『政経研究』は何ものにも拘束されることのない自由な民間の研究所である政治経済研究所の学術研究誌として、今日まで、多くの問題について、理論的研究、実態分析、政策提言等を行っています。

当法人では、『政経研究』への研究論文や

書評等の投稿を随時募集しています。

投稿資格は、特に問いません。若手研究者が研究発表の場として積極的に活用することも歓迎しています。皆様の積極的な投稿をお待ちしています。

なお、編集および投稿規定の詳細等のご質問については、当法人事務局の『政経研究』編集担当までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人政治経済研究所事務局
（『政経研究』編集担当）

Tel：03-5683-3325

E-mail：office@seikeiken.or.jp

HP：https://www.seikeiken.or.jp/

大島社会・文化研究室
19世紀の戦争と先島諸島
—— 日清戦争以前の八重山における開墾事業 ——

柳 啓明

(やなぎ・ひろあき 公益財団法人政治経済研究所理事・事務局長、東京医療保健大学非常勤講師)

はじめに

本稿は、2023年9月30日に政治経済研究所を報告会場として行われた、オンライン研究会「19世紀の戦争と先島諸島：日清戦争以前の八重山における開墾事業」をまとめたものである。歴史研究としては周辺的なテーマだと受け取られるものと考えていたが、思いのほか30数名の参加があり、新たな緊張感を得たことが第一の収穫である。八重山は長らく国家の「境界」に位置づけられたことから、台湾の植民地化や大日本帝国の崩壊などで、その「境界」の移動や質的变化が社会の歴史に刻み込まれている。筆者は、この歴史を理解することで、「国境地域」の歴史的意味を明らかにすることに関心がある。

本報告の目的は、19世紀における八重山の「開墾」と東アジアにおける戦争との関わりを、八重山が東アジアの諸国家および「西洋」諸国から周辺的な土地として、また諸国家の「境界」として位置づけられたことに注目して記述することにある。ここでの「開墾」とは、主として1891年に徳島県の実業家である中川虎之助が率いた約300名の開墾集団によって行なわれた名蔵開墾を指す。この「開墾」の構成員は日本人であるが、同時期に琉球士族らも平民を動員して開墾に参加していた。「境界」の社会を記述するためには、この局地的な状況を、当時の国際情勢と照らし合わせる必要がある。

このとき、琉球の帰属は日清の間で争われている状況にあった。ティネッロ・マルコによれば、東アジアに進出していた欧米諸国のうちアメリカ、フランス、オランダは1850

年代に琉球と修好条約を結んでいたが、琉球の帰属問題が明確化した1879年の日本による琉球処分以降は、日清間でこれを解決すべしとの立場をとるようになる。日本は琉球を沖縄県としたが、清はこれを認めず朝貢の継続を求め、琉球士族の一部は清に対日派兵を求める行動を起こし、日本統治に対する不服従の行動に農民層の動員も確認される。つまり、欧米中心の国際法の観点からも、東アジアの伝統的な国際秩序の観点からも、帰属が「棚上げ」の状態にあるなか、日本人らによる開墾が行なわれたのである。この意味を、19世紀の東アジアにおける植民地や通商権の獲得を目指す戦争との関わりをのなかで理解したい。

I 19世紀の東アジアにおける戦争

東アジアの国際秩序を大きく規定したのは清を中心とした朝貢体制である。東アジアや東南アジアでは、朝鮮、ベトナム、ミャンマー、琉球が朝貢を行なっていた。この体制から離れていた日本は、ロナルド・トビのいう「四つの口」を通じて対外関係を結んでいた。すなわち、対馬を緩衝国として朝鮮と、薩摩の付属とされた琉球を通じて清国商人と、幕府の直轄地である長崎を通じてオランダや清国商人と関係し、松前藩と関係していたアイヌを通じてロシアの情報を得ていた。

こうした「伝統的」な国際秩序は、1839年のアヘン戦争を経て、1858年に日清が欧米諸国と締結した不平等条約によって形を変え始める。清はアロー戦争の敗北にともないイギリス、フランス、ロシア、アメリカと天津条約を、日本は日米通商修好条約を締結し

た。どちらも、片務的な領事裁判権や関税自主権が求められるものである。戦争との関係で条約を考えると、清は戦争を終えてから条約の締結を、日本は締結を終えてから対外戦争および内戦を始めており、それぞれに傾向が違う。しかし、少なくとも1860年代まではどちらも「西洋」＝「夷」が皇帝や天皇を脅かすものとして、士族層は排除の方向で動いていた。

ところが、日本における内戦＝戊辰戦争に勝利した勢力は、1870年代には「西洋」の国際秩序に協調的な路線をとるようになる。琉球の帰属にとって重要なのは、日本が単一の国家が特定の土地に対して排他的に主権を主張する「領土」の概念の導入を目指すようになり、勝利した勢力のなかに自らを「付属」と位置づける薩摩がいたことである。ここに、朝貢体制を基準に琉球との対外関係を維持しようとする清と、「領土」概念に基づき琉球を内国化しようとする日本の、版図の定義をめぐる対立が生じるのである。

II 琉球の帰属問題

1879年、日本は琉球に対して沖縄県を設置し、清との朝貢を永久に中止することを要求した。琉球は、薩摩と清への「両属」の体制を維持していたが、これを日本から否定されることになる。これに対し、士族層の中核を含む勢力は日本による支配を拒否し、その一部は清の皇帝に対日派兵を求めて福州へと渡る「救国運動」を行なう。

朝貢とは清の皇帝の権威に従う対外関係を形成するものであるが、朝貢国の内政への介入は基本的に行なわれなかった。これに対して薩摩は、17世紀以降、琉球に対して内政の改変を求め、介入を継続していた。1872年には、近代国家を目指す日本の天皇による琉球冊封が行なわれたが、このとき琉球は現体制の現状維持の認識を持っていたため、大きな反発は起こらなかった。ゆえに、琉球にとって、朝貢の否定は国家の存立に関わるものであったといえる。琉球士族の反発の拡大

や、清との対立拡大を警戒し、日本は琉球の旧制度を温存する路線をとった。

このなかで八重山はどう位置づけられていたのだろうか。1880年、日本は琉球問題の交渉に際して、清に琉球分割案を提示する。これは、宮古・八重山を清に「分島」してそこに琉球を移す代わりに、日清修好条規のなかに最恵国条項などを「増約」するもので、「分島増約案」と呼ばれている。この案は成立するかに見えたが、ロシアとの国境問題を解決した清は路線を変え、1881年にこの案を破談とした。

この交渉を琉球の士族達はどうみていたのであろうか。西里喜行がまとめた『琉球救国請願書集成』からは、清に請願を行なう士族たちの認識が見えてくる。まず見られるのは、八重山は資源が少なく、また格の低い「外島」であるとの認識である。清仏戦争後は、台湾を望む重要な戦略拠点であるとの認識を持つようになる。八重山は、版図の定義が争われるなかで、東アジアの諸国家から様々な意味を、戦略的に与えられていたと考えられる。

III 八重山の開墾と東アジアの境界

八重山の開墾は、日本の対外的な危機意識に基づいて構想・実践されたものである。版図を「西洋」の「領土」に倣って定義することを目指したが、それは版図を「西洋」に奪われることへの防衛策という意味があった。八重山の開墾はフランスによる領有を警戒した薩摩出身の植物学者田代安定により『八重山群島急務意見書』として構想され、1885年には政府へ届けられている。この『意見書』は、八重山が古来より「我が版図」であり奄美に似ているが、多くの者が化外（「皇化」＝天皇や国家の統治が及ばないこと）の地だと思っているため、旧慣温存路線をやめて兵備拡張を念頭に置いた開墾を行ない、「皇化」を進めるべきであるとの内容である。政府はこの時点では構想を受け入れなかったが、役所や警察署、小学校などの統治機構の

設立を続けていた。温存される「旧慣」の範囲は、内外の軋轢のなかで、日本の主導により決定されていたのである。

1890年には、山縣有朋が第一回帝国議会で「主権線」「利益線」の演説を行ない、版図の論理がより明確になってゆく。中川虎之助の開墾が許可され、土地を借用するのはこの翌年である。日本が対清開戦に向けて「領土」の論理と体制を固めてゆく過程と連動した開墾だといえる。彼は、全国の農民300人を集め、石垣島名蔵地区の開墾に着手する。これは結果的に失敗に終わり、1901年には日清戦争で獲得した植民地台湾に拠点を移すことになるが、日本の境界の拡大と「開墾」の拠点移動の連動をみることができる。

またその背景には、西洋の植民地からの砂糖が日本に流入し、徳島県の主要産業であった製糖業は危機的な状況にあった。中川は、欧米の植民地経営を学び、砂糖産業の保護を訴えるために第一回帝国議会に立候補をしている。この時期に地主制の確立が進み、中川らをはじめとした有力な農業経営者に資本が集約されたことも、八重山における土地の借用と開墾を進めた要因である。「領土」の論理と「資本」の論理が、「開墾」を通じて八重山を補足しようとしていた。

琉球の士族も、この動きと平行して開墾を行っていた。琉球大学が所蔵する『離方間切之村々廻見日記』によれば、琉球王尚泰の親族を含む琉球士族は「国利」を守るために、他府県人に対抗して自らも資金を集めて起業をしていた。また、士族たちの動きは中川の開墾集団に対して必ずしも対抗的なものではなく、阿波国の蜂須賀藩主であった蜂須賀侯爵を経由して、中川の事業とかわりを持とうとしており、そのために「上様（尚泰）」の賛同を得ようとしている。そして、他府県人よりも八重山の「風気」に適した琉球人を、王や士族の権威により動員を行なうことで、より有利に開墾を進めることができると考えていた。このとき、日本による旧慣温存路線がとられてはいたが、無禄士族の寄留人化が進んでいた。士族制度の解体を防ぐためにも、

士族たちは日本人の勢力との協力を視野に入れて、開墾事業への参入を企図していたものと考えられる。

では、王族や士族以外の百姓の動きはどのようなものだったのだろうか。1893年8月、八重山に訪れた元青森藩士の笹森儀助は、中川の製糖所の従業員から、サトウキビ畑に放火があったことを聞いている。このほかにも、キビの切り倒しが発生しており、それらは現地人と他府県人の軋轢に起因するものだとされる。笹森が百姓頭に他府県人が移入することについて聞いたところ、士族の動きが抑制される点を評価する一方で、他方では自らの共有地が荒らされることに対する反発があると答えている。版図の定義が争われるなかで行なわれた八重山の開墾は、国際的な状況を反映して、伝統的な共同性と開墾勢力の争いの場にもなっていたのである。

おわりに

19世紀以降、八重山は「西洋」由来の帝国や国家の境界となり、その境界の移動や性質の変化が社会に直接的な影響を受けるようになる。日清戦争による日本の台湾獲得は八重山を植民地への中継地点にしたが、15年戦争により大日本帝国は植民地を失う。米軍統治下のもと、冷戦体制の確立のなかで台湾と大陸の間に生じた兩岸関係が複雑に作用しながら台湾との往来があったが、沖縄返還によりそれは困難となる。そして、現在も日本の植民地獲得に起因する「領土問題」の渦中のなかにある。このように、八重山を支配する国家の境界が移動するごとに、社会が変化するという歴史的な経験をしており、その重要な定点を19世紀に求める事が出来るのである。我々は現在、「国境」を前提とした国家の版図のなかで社会を営んでいる。そうであるならば、「国境」に直接的な影響を受ける社会のことを理解する責任があるのではないだろうか。とりわけて、八重山においては植民地支配の問題が重要である。

研究所の動向(2023年9月～2023年11月)

理事会・評議員会

9月15日 2023年度第6回理事会

2023年度第3回公開研究会／最低賃金の改定に伴う措置／内閣府提出書類の訂正／11月臨時評議員会の召集について代表理事に一任する／定款の変更／賃貸マンションの買い替えについて／科研研究費による旅費規程の変更

10月13日 2023年度第7回理事会

2023年臨時評議員会の開催／『政経研究』第7回奨励賞授賞式の開催／賃貸マンション買替の件／『中小企業問題』目次について／福光寛氏の主任研究員への任用について／各種研究会の報告者に対する講師謝礼の支払いについて／『政経研究時報』の業務委託

11月10日 2023年臨時評議員会

定款の変更／特定費用準備金の計画の修正及び2022年度決算の修正について

11月17日 2023年度第8回理事会

2023年度一時金の支払いについて／賃貸マンション売買について／リサーチペーパー発行規程について

委員会等

9月4日 2023年度第5回研究委員会

9月11日 2023年度第5回運営委員会

9月19日 2023年度第2回編集委員会

9月19日 2023年度第2回奨励賞選考委員会

10月2日 2023年度第6回研究委員会

10月16日 2023年度第6回運営委員会

11月6日 2023年度第7回研究委員会

11月10日 2023年度『政経研究』奨励賞贈呈式

11月13日 2023年度第7回運営委員会

研究会・研究室

9月2日 2023年度第2回公開研究会 狩野芳伸「生成系 AI は人々の仕事をどのように変えるのか：自然言語処理研究からみた可能性と限界」

9月30日 2023年度第1回大島社会・文化研究室研究会 柳啓明「19世紀の戦争と先島諸島：日清戦争以前の八重山における開墾

事業」

11月18日 2023年度第3回公開研究会 友田信男「アフターコロナの事業環境と多様化する企業支援」

学会報告・講演等

9月1日 柳啓明「19世紀後半の東アジアと八重山諸島：領有未確定の『境界地域』における開墾と共同体」学際研究会

刊行物

9月 公益財団法人政治経済研究所研究委員会編『政経研究時報』第26巻第2号

メールニュース

11月11日

東京大空襲・戦災資料センターの取組

9月23日 継承講話（西尾静子さんの語り継ぎ）

10月1日、10月9日、11月26日 学芸員による展示ガイドツアー

10月21日、11月18日 継承講話（二瓶治代さんの語り継ぎ）

研究所の報道

9月 シネ・フロント（2023年秋号）「早乙女勝元さんと東京大空襲と『こんにちは、母さん』」

10月9日 東京新聞「平和博物館 多言語対応 どう進める 東京大空襲の資料館インターン協力、英訳加速」

＜編集後記＞ 大谷翔平選手の移籍先が、MLBのロサンゼルス・ドジャースに決定した。投打「二刀流」として活躍する大谷選手の契約は、MLB 史上最高額であるという。「二刀流」挑戦に批判的な声があった中でも、結果を出し続けている姿は輝いてみえる。また、挑戦すること、継続することの重要性をあらためて感じさせてくれる。（編集部）